# 社会福祉法人三扇福祉会役員等の費用弁償に関する規程

（趣　旨）
第１条　この規程は、社会福祉法人三扇福祉会に規定する理事・監事・評議員・苦情処理第三者委員等（以下「役員」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定める。

（費用弁償）
第２条　役員が理事会に出席した場合、役員が評議員会に出席した場合、監査を実施した場合及び本法人の業務に従事した場合は、次に掲げる費用を弁償する。
（１）　交通費及び日当を支給する。交通費については、当法人職員旅費規程に準ずる。日当については、１回の出会に対して 6,000 円を支給し、源泉徴収を行う。
（２）　宮崎市外の会合については、支給する。その場合は、園長の旅費を支給する。

（費用弁償の制限）
第３条　施設の職員が役員を兼ねるときは、職員として受ける旅費相当の費用を弁償するものとし、役員として旅費は支給しない。

附　則

１　この規程は、平成 29 年　4 月　1 日から施行する。